The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	未決拘禁とその代替処分
Author(s)	水谷, 規男
Citation	大阪大学, 2017, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/67041
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　水谷規男　）	
論文題名	未決拘禁とその代替処分

論文内容の要旨

本書は、未決拘禁（現行制度の下では逮捕・勾留）制度について、憲法及び国際人権法の観点から検討し、拘禁に代わる処分の導入によって未決拘禁を極小化すべきこと、やむを得ず未決拘禁に付した場合には、事後的に拘禁による不利益を填補することが必要であることを示したものである。全体は序章から終章までの6章からなる。

序章「人身の自由と司法制度」では、司法の利益のために個人の自由を制約する性格を持つ未決拘禁制度について、権利制約を正当化する理論的根拠があるかを問い、矯正的正義の観点から犯罪に対する反作用として正当化できる刑罰としての拘禁と異なり、未決拘禁にはそれ自体を正当化する根拠は見いだせないことを指摘した。理論的正当化ができない以上、司法手続上必要であり、法律上認められる拘禁であっても、それは必要悪に過ぎず、司法の利益のための最小限度のものでなければならない。拘禁によらなくても司法上の利益が確保できる場合には、非拘禁的処分（本書ではこれを未決拘禁の代替処分と呼ぶ）が優先的に用いられなければならないし、一旦身体拘束をした後でも条件付きで釈放する措置（現行制度における保釈）が可能な限り用いられなければならない。このような拘禁に代わる措置の活用は、国際人権法の要請でもある。また、裁判が終了し、司法手続がその目的を達成したときには、未決拘禁による不利益は、無罪の場合には補償によって、有罪の場合には拘禁期間の刑期への算入によって、填補されなければならない。未決拘禁は正当化可能な権利制約ではなかったからである。これが本書において前提とする問題意識である。

第1章「わが国おける未決拘禁制度―その歴史と現在」では、わが国の未決拘禁制度について、わが国における近代以降の未決拘禁の制度史を簡単に振り返ったうえで、その特徴を検討した。具体的には明治期から現行法までのわが国の未決拘禁制度を次の4つの点に留意しながら分析した。すなわち、①身体拘束の要件、②身体拘束の手続と拘禁の主体、③未決拘禁の代替手段、④未決拘禁に対する代償措置、である。

わが国の近代的刑事訴訟制度は、フランス法をモデルとした1880（明治13）年の治罪法を嚆矢とし、それを一部改正して制定された1890（明治23）年の明治刑事訴訟法、さらにドイツ法をモデルとして1922（大正11）年に制定された旧（大正）刑事訴訟法、日本国憲法の制定を受けて、アメリカ法の影響が強く及んだ1948（昭和23）年の現行刑事訴訟法へという改正史をたどってきた。モデルとする外国法が全面改正のたびに変わったこと、手続の基本構造が旧刑事訴訟法までの職権主義から現行刑事訴訟法の当事者主義へと転換したことなど、日本の刑事訴訟法史には際立った特徴がある。この章では、その中で未決拘禁制度に関する制度とその理解はどのように変化してきたのか、あるいは法制度の変革に拘わらずに変わらなかった部分や考え方があるのか、といった点について分析を試みた。

わが国では、旧刑事訴訟法までは、裁判官による公判前の証拠収集手続として予審が存在した。治罪法でフランスにならって予審制度が設けられたのがその始まりである。そこでは、予審判事の権限として被告人を拘留（勾留）することが認められていた。予審判事は、保釈又は責付（第三者の監督に服することを条件とした釈放）によって勾留を解くことができたものの、予審制度の下での勾留は、被告人を引き続き尋問して供述を獲得するために機能しており、その性格は、明治刑事訴訟法やドイツ法に倣って訴訟法の全面改正をした旧刑事訴訟法においても変わらなかった。旧刑事訴訟法の下では、明治刑事訴訟法までは存在した犯罪防止目的の勾留は認められないこととなり、勾留の目的は、逃亡の防止と罪証隠滅の防止に純化された。しかし予審制度の下では、予審判事が被告人の取調べの続行を必要とする限り、身体拘束を続けることが可能であり、身体拘束を抑制する役割を予審判事に期待することは困難であった。拘禁に対する代償措置は、刑法上の未決勾留期間の本刑算入と旧刑事訴訟法の下で制定された旧刑事補償法によって一応整備されていたが、前者は一部算入又は不算入を認める制度であり、後者も補償の範囲を限定する規定を持っていた。

現行刑事訴訟法の制定により、予審制度は廃止された。これにより、被疑者の身体拘束（逮捕・勾留）は原則として裁判官の令状により行われることになった。起訴後の被告人の勾留については、裁判所の権限となり、被告人については保釈制度の適用があることとされた。しかし、起訴前の被疑者勾留については、保釈制度の適用が明文で否定

されたことも相まって、逮捕・勾留を捜査官が被疑者から供述を獲得するための手段として機能させることになった。これを支えたのが逮捕・勾留中の被疑者には取調べ受忍義務があるとする実務の解釈であり、被疑者の身体拘束を原則として警察の留置場で行う代用監獄制度であった。現行法の下では、初期には逮捕・勾留に対する司法的抑制を強化し、身体拘束の目的を手続への出頭確保に純化しようとする理論的営為も行われたが、それが不徹底なままに実務による解釈が集積された。その結果、一面においては身体拘束の要件の解釈は精緻化されたものの、実態としては逃亡のおそれや罪証隠滅のおそれが肯定されやすくなり、令状請求の却下率や保釈率の低下傾向が続いた。その中で、事実を争うことが罪証隠滅の兆表と解されて勾留され、または保釈を受けられないという「人質司法」と呼ばれるような運用すら生じた。すなわち、現行法の下でも、被疑者の逮捕・勾留については、旧法までと同様、身体拘束が供述獲得のために機能してきたと言わざるを得ないし、保釈の運用が被告人の防御権を制約する側面を有していたことは否定しがたい。また、現行法の下でも、未決拘禁に対する代償措置については旧法までと大きな変化はなく、憲法上明文で規定された無罪の場合の刑事補償は身体拘束による不利益を完全に填補するものとはなっていないし、有罪の場合の本刑算入も全部算入説が裁判官によって提唱されたことがあったものの、実務には受け入れられておらず、一定の限界があった。

ただし、令状（とりわけ勾留状）請求の却下率は、裁判員裁判の実施を控えた頃から上昇傾向を見せており、保釈率も同じころから上昇傾向を示して、実務には変化の兆しがみられる。この点は統計資料を用いて明らかにした。

第2章「国際人権法から見た未決拘禁」では、本書の分析視角の一つである国際人権法における未決拘禁の考え方を提示した。様々なレベルで策定された未決拘禁を規制しようとする国際人権基準は、相互に参照され、影響を与え合いながら機能している。そのことを明確にするために、まず刑事に関する国際人権法の全体像を概観したうえで、未決拘禁制度に関連する具体的な人権文書の規定の意義を明らかにした。未決拘禁に対する国際人権法上の要請は、未決拘禁に対する手続的な規制と、被拘禁者の人権保護の二つの側面から及ぶ。手続的な規制として重要なのは、身体拘束を受けた被疑者・被告人は速やかに司法官の下に引致されなければならず、司法官がその後の身体拘束について効果的なコントロールを及ぼすことである。被拘禁者には迅速な裁判を受けるか、釈放を受ける権利があるとされ、拘禁の合法性は司法的な審査に服さなければならない。また、違法な身体拘束を受けた者には、賠償請求権が認められる。被拘禁者保護の観点からは、無罪推定を受ける者としてふさわしい取扱と人道的かつ人間の尊厳を尊重した取扱が求められている。

以上の考え方を前提にして、次に日本の国内法としての効力を有する自由権規約と同じくわが国が批准した条約である拷問禁止条約については、それぞれの実施機関（規約人権委員会と拷問禁止委員会）の日本政府に対する勧告等を紹介したうえで、代用監獄制度の廃止がいずれの委員会からも重ねて求められていることを軽視するべきでないことを指摘した。以上により、日本の未決拘禁制度を国際人権法に適合させるためには、現在までの法改正や現行制度の微修正では充分でないことをこの章では示し得たと考える。

また国際人権法の中で、とりわけ重要なのがヨーロッパ人権条約の規定とその解釈動向である。他の人権条約等と異なり、ヨーロッパ人権条約にはヨーロッパ人権裁判所による有権的解釈が行われ、締約国の法律やその具体的運用結果である個別の事件について、人権条約違反の認定が行われるという特徴がある。一般的な見解の表明や政府報告書の審査・勧告を通して制度改革を促す他の人権基準と異なり、ヨーロッパ人権条約の下では、具体的な国の制度やその運用に対して、人権条約違反が認定され、それに対する対応が求められる。この点でヨーロッパ人権条約は、締約国に最も強い影響力を持つ国際人権基準であり、締約国以外にも無視し得ないものとなっている 。そこで、第3章の検討に入る前に、第2章でヨーロッパ人権条約の規定についての一般的な解釈も示した。

第3章「フランスの未決拘禁制度とその代替処分」では、現代におけるフランスの未決拘禁法改革の動きを跡付けた。未決拘禁制度の改革についてフランス法を参照する意味は、決して先進的な制度の理想像がそこにあるからではない。フランスの未決拘禁制度は、実質において「尋問のための身体拘束」を可能にしている点で、わが国の代用監獄問題や「人質司法」と呼ばれる勾留のあり方と共通する問題を抱え、かつ現在に至ってもなお、その問題を完全には克服し得ていない。しかしその中で、フランスではヨーロッパ人権条約への適合性が問われ続け、制度改正の必要性に迫られて、政治状況に左右されながらも、一定の制度改革が進められてきた。ヨーロッパ人権条約がフランスの国内法の不備を発見する試金石として用いられ、徐々にではあれ制度改革が行われてきたという過程にこそ、参考にすべき点がある。そのことを明確にするために、第3章では、現代フランスの未決拘禁法制度の改正史を、出発点としての1970年代の改正、予審改革をめぐって法改正が錯綜した1980年代、ヨーロッパ人権条約への適合性が本格的に問われるようになった1990年代の立法動向、そしてこれらの改正の到達点としての2000年の無罪推定法、という区分けをして紹介した。そしてこの章の最後には、現在のフランス刑事訴訟法典の未決拘禁に関連する規定を訳出して紹介した。

第4章「わが国における未決拘禁制度の改革課題」では、わが国における未決拘禁制度の改革課題を検討した。わが

国では、約10年前の2006年に監獄法を全面改正した「刑事施設及び被収容者の処遇に関する法律（以下「被収容者処遇法」とする）が成立し、「近代化・法律化・国際化」という、かつての監獄法改正の際の指導理念は、ある程度は達成された。しかし、代用監獄（代替収容）の問題は、依然として残されているし、被収容者処遇法の改正だけで未決拘禁制度の在り方を根源的に改善することは難しい。未決拘禁制度自体は、刑事訴訟法の問題であり、未決拘禁制度自体の改善を図るには、刑事訴訟法の改正が必要となる。第2章で紹介した国際的な場での度重なる代用監獄廃止の勧告は、訴訟法の改正を含む未決拘禁制度全体の改革を迫るものととらえる必要がある。

そこで本章では、そのような視点を持ちつつ、最近の制度改正に向けた動きを検証した。ここ10年ほどの刑事訴訟法改正の動きの中では、未決拘禁制度の改革や代替処分を導入して未決拘禁の例外性を実質化する制度改正の機会が少なくとも二度存在した。一度目は過剰拘禁問題への対応を迫られて2006年に始まった法制審議会「被収容人員適正化方策に関する部会」のときであり、いま一度が冤罪事件の続発と検察不祥事を契機に2011年に始められた法制審議会「新時代の刑事司法特別部会」による制度改革である。しかし、前者は部会の継続中に深刻であった過剰拘禁の事態が解消に向かったことにより、未決拘禁の問題には具体的な改革を実現せずに終わった。後者も検察不祥事と捜査官の取調べによる虚偽自白の続発という事態を受けて議論が始められたにもかかわらず、むしろ捜査・訴追側の権限を拡張する制度改革を提言して終わった。いずれの場でも、未決拘禁に対する代替処分の必要性が審議過程で指摘されながら、別の論点がクローズアップされるなどしたため、最終的には未決拘禁に関する新たな制度の導入は見送られてしまったのである。そこで、審議会の議事録の分析を通じて、この二度の改革の機会に代替処分の導入を妨げたものが、結局は捜査のための身体拘束という捜査官、検察官の考え方であったことを明らかにした。さらにこれを前提に、未決拘禁制度の改革が上記の「新時代の刑事司法特別部会の」積み残した課題であり、これを達成しない限り、日本の刑事司法制度は21世紀にふさわしい、国際化の中で他国に誇り得る制度になることはできないことを指摘した。

そして最後に終章「未決拘禁制度改革試案」では、「必要悪」である未決拘禁を極小化し、「司法上の利益」のために個人が被った不利益を実効的に填補することができ、国際人権法の要請にも適合する私見に基づく未決拘禁制度改革の試案を提示した。ここで示した改革の方向性は、出頭確保と罪証隠滅防止の必要性がある場合であっても、身体拘束によらないで目的達成が可能であるときは、被疑者・被告人を勾留することはできないことを明確にするものである。本章では、代替処分として「手続確保処分」の新設を提唱した。被疑者については、逮捕期間中に検察官が手続確保処分又は勾留の請求をし、裁判官は手続確保処分として賦課する1つまたは複数の義務によって出頭確保又は罪証隠滅防止が可能である場合には、手続確保処分を選択するべきこととした。また、未決拘禁に対する司法官による効果的なコントロールが国際人権法上求められていることに鑑みて、逮捕・勾留中の被疑者の取扱いについて不服申立制度を設けることを提言した。さらに、「人質司法」と呼ばれるような運用が生じている原因の一つが「罪証隠滅のおそれ」がゆるやかに解釈されていることにあることに鑑みて、現在の「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」（刑訴法60条1項2号）という要件を「被告人が手続確保処分を課されている間に犯罪事実に関する罪証隠滅を図る行為を行ったとき、または罪証隠滅を図る具体的な行為を行う蓋然性が客観的な兆表によって認められるとき」という要件に限定することなどを提唱した。さらに、現行規定では被告人の勾留について、軽微事件を除いて勾留期間の上限が設定されていないことにより、言い渡される刑期よりも長期間勾留することができることとなっていることの不合理を回避するため、一定の上限を明文で定めるべきことを主張した。

未決拘禁に対する代償措置に関しては、現在の刑事補償制度では、①自ら虚偽の自白をし、有罪の証拠を作為することなどによって拘禁を招いたとき、②併合罪の一部について無罪判決を受けた場合で、他の部分について有罪判決を受けたとき、の2つの場合に補償の対象外とされている。また、刑法21条の未決勾留日数の本刑算入や上訴の場合の本刑通算も全部算入を原則とするものとはなっていない。必要悪としての未決拘禁という考え方を前提にする限り、理念的には刑事補償は完全補償でなければならないし、本刑算入を部分的で足りるとする理由はない。そこで、①については、虚偽証拠の作出等によって生じた司法のコストと被疑者被告人として拘禁されたことによる不利益が矯正的正義の観点から釣り合う限度では補償を要しないとしても、そのような場合以外は完全補償をするべきこと、②については有罪部分について本刑算入を拡張的に認めることによって、完全補償の理念を貫徹する制度とするべきこと、本刑算入については全部算入を原則とするだけでなく、言い渡した刑が未決拘禁期間を下回る場合などは、金銭的な補償を可能とするべきことを提唱した。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　水谷　規男　）		
論文審査担当者	（職）	氏　名
	主 査　教 授	島 岡 ま な
	副 査　教 授	松 本 和 彦
	副 査　教 授	松 田 岳 士

論文審査の結果の要旨

水谷規男氏の学位請求論文『未決拘禁とその代替処分』（以下本書）は、未決拘禁制度について拘禁に代わる処分を創設して未決拘禁を極小化すべきこと、やむを得ず未決拘禁に付した場合には、事後に拘禁による不利益を填補する制度を整備する必要があることを提唱するものである。全体は序章から終章までの6つの章からなる。

序章「人身の自由と司法制度」では、司法の利益のために個人の自由を制約する未決拘禁について、権利制約を正当化する理論的根拠があるかを問い、矯正的正義の観点から正当化できる刑罰としての拘禁と異なり、未決拘禁にはそれ自体を正当化する根拠は見出せないと指摘されている。理論的正当化ができない以上、法律上認められる拘禁であっても、それは必要悪に過ぎない。拘禁によらなくても司法上の利益が確保できる場合には、非拘禁的処分（未決拘禁の代替処分）が優先的に用いられなければならないし、一旦身体拘束をした後でも条件付きで釈放する措置（現行制度における保釈）が可能な限り用いられなければならない。これが本書を貫く問題意識である。

また、未決拘禁は正当化可能な権利制約ではないという理解から、司法手続がその目的を達したときには、未決拘禁による不利益は、無罪の場合には補償によって、有罪の場合には拘禁期間の刑期への算入によって填補されなければならないと指摘されている。第1章以下では、このような問題意識から検討が進められている。

第1章では、わが国の未決拘禁制度について、明治期以降の制度の変遷を跡付けたうえで、モデルとする外国法の違いや戦前まで存在した予審制度の廃止といった変化に拘わらず、被疑者・被告人に対する未決拘禁が供述の獲得、ないしその維持のために機能してきたことが指摘されている。現行法の下でそれを象徴するのが代用監獄制度であったとの認識が示され、逮捕・勾留の運用実態も、ここ数年は改善傾向があるものの、「人質司法」と呼ばれるような運用があることが指摘される。拘禁による不利益の填補について、現行法は旧法までと比して改善されたものの、憲法上明文で規定された無罪の場合の刑事補償は身体拘束による不利益を完全に填補するものではなく、有罪の場合の本刑算入も一部算入説が支配的となっており、不利益の完全な填補はなされていないことが指摘されている。

第2章では、本書の分析視角の一つである国際人権法における未決拘禁の考え方が紹介され、国際人権法から日本の制度がどう評価されているのかが示される。具体的には、人権条約上の実施機関（自由権規約の規約人権委員会と拷問禁止条約の拷問禁止委員会）の日本政府に対する勧告等が紹介され、代用監獄制度の廃止が重ねて求められていることが明らかにされている。また、第2章では、次の第3章においてフランスの制度改正史を取り上げる前提として、ヨーロッパ人権条約の未決拘禁に関連する規定についての一般的な解釈も示されている。

第3章では、現代におけるフランスの未決拘禁法改革の動きが紹介されている。この章では、フランスの制度改正がヨーロッパ人権条約への法文上の適合を図った1970年代、予審改革をめぐって法改正が錯綜した1980年代、ヨーロッパ人権条約への適合性が本格的に問われるようになった1990年代、そしてこれらの改正の到達点としての2000年の無罪推定法、という区分けをして紹介されている。そしてこの章の最後には、現在のフランス刑事訴訟法典の未決拘禁に関連する規定が訳出されている。

第4章では、わが国における未決拘禁制度の改革課題が検討されている。その前提として、まず逮捕・勾留、保釈制度の運用状況が分析され、2000年代の半ばに被逮捕者数、被勾留者数が急増したことが指摘されている。これを前提に、未決拘禁を例外的処分として位置付け直す機会が法制審議会「被収容人員適正化方策に関する部会」（2006年～2009年）と法制審議会「新時代の刑事司法特別部会」（2011年～2014年）の二度あったことが指摘され、その議論の

内容が分析されている。この分析によって、この二度の改革の機会に代替処分の導入を妨げたものは、結局のところ捜査のための身体拘束という捜査官、検察官の考え方であったことが指摘されている。さらにこれを前提に、未決拘禁制度の改革が上記の「新時代の刑事司法特別部会の」積み残した課題であり、これを達成しない限り、日本の刑事司法制度は21世紀にふさわしい、国際化の中で他国に誇り得る制度になることはできないと指摘している。

終章「未決拘禁制度改革試案」では、第1章から第4章までの検討を踏まえて、「必要悪」である未決拘禁を極小化し、「司法上の利益」のために個人が被った不利益を実効的に填補することができ、国際人権法の要請にも適合するという未決拘禁制度改革の試案が具体的な条文の形で提示されている。

以上のような本書の分析と提言は、以下のような学術的価値を有する。

まず、比較法研究という観点からは、まずわが国では十分には紹介されていないフランス刑事訴訟法の一端を、未決拘禁制度に関連する部分について詳細に検討している点に意義がある。また本書が未決拘禁制度についてフランス法を参照する意味を、先進的な制度として日本法への示唆を得るためではないとしていること（16-17頁）が注目される。本書は、むしろフランスの未決拘禁制度が「尋問のための身体拘束」を可能にしている点で、わが国の代用監獄問題や「人質司法」と呼ばれる勾留のあり方と共通する問題を抱えていること、しかしフランスでは、ヨーロッパ人権条約への適合性が問われ続け、制度改正の必要性に迫られて、政治状況に左右されながらも、一定の制度改革が進められてきたことを明らかにすることにあると指摘している。この点も外国法研究のあり方に対して一石を投じるものとして意味がある。

次に、憲法と国際人権法の観点からは、未決拘禁制度の法的適正性を憲法原理から根拠づけ、国際人権基準との適合性を図ろうとしている点に着目しうる。現行の未決拘禁制度の批判的検討に当たり、本書は同制度が人身の自由を強く制約するものであることに留意し、その制約が過剰にならないよう、憲法原理としての比例原則によって枠づけようとする。比例原則に従えば、未決拘禁の必要性が認められる場合であっても、人身の自由の制約度の点において、未決拘禁よりも緩やかで、同程度に目的を達成できる手段がある場合は、その手段を選択しなければならなくなる。未決拘禁の代替処分を探求すべしとする要請はこの憲法原理に由来する。他方、現行の未決拘禁制度に対する批判的視点は、国際人権基準からも獲得される。それは、日本が批准した国際人権条約（自由権規約など）だけでなく、先進的水準を誇る人権条約（ヨーロッパ人権条約など）、国連で採択された原則や決議（保護原則や未決拘禁決議）、国際的専門家集団の提言（デリー宣言やハンブルク決議）からも導き出されている。この国際人権基準が、先の憲法原理と親和して現行制度の改革を方向づけようとするところに、本書の大きな特色と理論的貢献がある。

また、刑事訴訟法学の観点からは、未決拘禁制度の基本的性格について、わが国の制度の内容・運用やこれをめぐる議論の歴史的経緯と現状、国際人権基準との関係、フランス法との比較といった多角的な観点から検討した上で、「司法の利益のために個人の自由を制約する未決拘禁にはそれ自体を正当化する根拠は見出せない」との命題を導き出し、さらに、そこから、同制度に関する立法の具体的指針として、「未決拘禁制度について拘禁に代わる処分を創設して未決拘禁を極小化すべきであり、やむを得ず未決拘禁に付した場合には事後に拘禁による不利益を填補する制度を整備する必要がある」といった帰結を導き、さらには、あるべき制度の試案を具体的な条文の形で示した点に意義が認められる。

他方で、平成29年5月9日（火）に開催された公開論文発表会では、（１）比例原則から導かれる代替処分と正義・衡平の原則から導かれる代償措置との関係、別の原理から導かれるのであれば、果たしてリンクの必要性はあるのか、（２）未決拘禁の根拠としての「司法の利益」と憲法２９条３項の財産権制限の根拠としての「公共の利益」を同列に観念できないのではないか、完全補償の根拠は何か、（３）代替処分として電子監視の導入を一律に排除する根拠は何処に求められるか、それに関連してプライバシー権、行動の自由、人身の自由の内容や相互関係等に質問が及び、活発な議論が交わされた。これらの説明が論文の中では必ずしも明確でない点は、本書の課題であるといえよう。

以上、瞥見したように、本書は、水谷氏が修士課程在学中のフランス刑法研究会及びその後の刑事立法研究会参加以来、いわばライフワークとして行ってきたフランス法との比較及び国際人権法的観点からの「未決拘禁」研究の集大成であり、その解釈論が今後のわが国の刑事訴訟法学及び立法に影響を与え、リードしていくものとなることを期待させる一級の研究書であり、博士論文にふさわしい内容を備えていることを十分に証するものである。

以上のことから、審査委員全員の一致する意見として、本書は博士（法学）の学位授与に値するとの判断に至った次第である。